

平成26年度補正予算  
地域工場・中小企業等の省エネルギー設備導入補助金  
(最新モデル省エネルギー機器等導入支援事業)A類型

平成26年度補正予算  
環境・エネルギー対策資金(省エネルギー促進融資)

## 性能証明書発行要領

日本ブラインド工業会

## ～はじめに～

### 1-1. 事業目的

わが国では、省エネルギー機器等の導入や適切なエネルギー管理の推進等により、世界的にも高い省エネルギー水準を達成している。しかしながら、東日本大震災以降の電力価格の高騰やエネルギーコストの上昇による市場経済への影響が発生しており、更なる省エネルギーの推進を図ることが喫緊の課題となっている。

本事業は、地域の工場やオフィス、店舗等において、エネルギー削減効果が確認できる最新モデルの省エネルギー設備導入補助金に基づき、導入機器等の費用の一部を補助する制度である。

### 1-2. 事業名称

地域工場・中小企業等の省エネルギー設備導入補助金  
(最新モデル省エネルギー機器導入支援事業)A類型  
(地域工場・オフィス・店舗等省エネルギー促進事業)B類型

本概要書は、(最新モデル省エネルギー機器導入支援事業)A類型の説明になります。

### 1-3. 予算額

800億円程度

### 1-4. 補助対象機器等

以下の要件を満たすこと。

① 最新モデルである事 ※1

② 省エネルギー性能が向上(年平均1%以上向上)している事

※1最新モデルとは、2005年1月1日以降に発売が開始され、かつそれ以降に新たな同モデルの機器等が発売されていないことをいう。

### 1-5. 補助対象となる事業

申請する事業者が日本国内において既に事業活動を営んでいる既築の工場・事業場・店舗等において、補助対象機器等へ置き換える又は補助対象機器等を新設する事業であること。

「日本ブラインド工業会」では、地域工場・中小企業等の省エネルギー設備導入補助金に記載の通り、「A類型」⑫建築材料における日射遮蔽材の「ブラインド」について

①「最新モデル」に該当するか ②「省エネルギー性能が向上」に該当するかの要件を確認できた場合、その旨の「性能証明書」を発行することとしております。

地域工場・中小企業等の省エネルギー設備導入補助金の適用を受けようとする法人または事業主様はご活用願います。

法人または事業主様は、設置(予定)製品が上記の要件を満たすものであるかどうかを、ブラインドの購入先(設計事務所・建設会社・販売店など)、又はメーカーへお尋ね下さい。

### 環境・エネルギー対策資金(省エネルギー促進融資)について

日本政策金融公庫が実施する「環境・エネルギー対策資金」(省エネルギー促進融資)は、本融資制度専用の性能証明書のみ有効としておりますが、「平成26年度地域工場・中小企業等の省エネルギー設備導入補助金(最新モデル省エネルギー機器等導入支援事業)」に係る性能証明書についても、平成27年4月24日(金)以降、本融資制度においてご使用いただけます。

なお、「環境・エネルギー対策資金」(省エネルギー促進融資)のご利用にあたっては、性能証明書以外にも所定の要件と日本政策金融公庫にて審査が必要となりますのでご注意ください。

融資制度について詳細の条件等については、日本政策金融公庫の事業資金相談ダイヤルにお問い合わせください。(TEL:0120-154-505)

## 2-1. 地域工場・中小企業等の省エネルギー設備導入補助金の概要について

- ◆地域工場・中小企業等の省エネルギー設備導入補助金のうち最新モデル省エネルギー機器導入支援事業(A類型)補助対象カテゴリー表における、⑫建築材料、日射遮蔽材「ブラインド」が対象になりました。

**ブラインドの定義：「スラット(羽)の角度調整による調光機能を備えた縦型・横型のブラインド」**  
※日本ブラインド工業会による

1)対象機器(要件)は以下の通りです。

- ①最新モデルであること。(2005年1月1日以降に販売開始されたもので、最も新しいモデル)
- ②旧モデル(最新モデルの一世代前モデル)と比較し「省エネルギー性能が※」が年平均1%以上向上しているものであること。

※省エネルギー性能の指標としては、省電力(待機電力、消費電力)・熱貫流抵抗・日射反射率 等とする。

(例)

機能区分	製品区分	旧モデル				新モデル				新旧比較(新モデル)-(旧モデル)		
		型式	製品名	① 発売年	② 生産性	型式	製品名	③ 発売年	④ 生産性	新旧期間	生産性 向上	向上率 (%)
省電力	横型 ブラインド	09ESS25- TACOS II	ローリー-ESS25 タコス II	2006	2.3W	H10ESS25 タコス2	H10ローリー- ESS25タコス II	2009	0.5W	3	360	120

2)対象機器(要件)の確認者(証明書発行団体)について

日本ブラインド工業会にて、対象機器(要件)の審査を行い性能証明書を発行します。

### 3) 補助対象となる事業

申請する事業者が日本国内において既に事業活動を営んでいる既築の工場・事業場・店舗等において、補助対象機器等へ置き換える又は補助対象機器等を新設する事業であること。

新たに事業活動を開始することを目的とした事業所への機器等の導入は補助対象外とする。但し、増築・改装等の際の機器の導入は対象とする。

### 4) 補助対象事業者及び申請単位

#### ① 補助対象事業者

以下の全ての要件を満たす事業者を補助対象事業者とする。

- ・事業活動を営んでいる法人及び個人事業主。
  - ・原則、本事業により新たに補助対象機器等を設備・所有しようとする事業者。
  - ・補助事業の遂行能力を有し、法定耐用年数の間、導入機器等を継続的に維持運用できること。
  - ・導入した補助対象機器等に関する使用状況等についてSIIが調査を行う場合、協力できること。
- ※個人事業主は、青色申告者であり、税務代理権限証書の写し又は税理士・会計士等による申告内容が事実と相違ないことの証明(任意様式)を提出できること。

#### ② 申請単位

原則、エネルギー管理を一体で行う事業所とする。但し、同一の事業者が所有する複数の事業所において補助事業を実施する場合、複数の事業所をまとめて申請することができる。

#### ③ 申請回数

同一の事業者は、本事業期間において原則1回のみ申請ができるものとする。

#### 「他の国庫事業との重複について」

- ① 同一事業所においてA類型と、B類型両事業への申請はできない。  
なお、同一事業者の申請であっても、異なる事業所の申請であればA類型とB類型の両事業へ申請することができる。
- ② 本補助金と、国からの他の補助金の併用はできない。
- ③ 本補助金と、エネルギー環境負荷低減推進税制(グリーン投資減税)及び生産性向上設備投資促進税制の併用はできない。  
その他の税制優遇との併用可否については、それぞれの税制担当窓口にお問い合わせのこと。

※日本ブラインド工業会は、使用する製品が対象となるかどうかの判断のみ行います。

### 5) 性能証明書発行手数料

日本ブラインド工業会会員メーカーの設備(ブラインド)を購入する場合、性能証明書発行費用は無料となります。会員以外から購入する場合は、そのメーカーにお問い合わせ下さい。

#### 【日本ブラインド工業会会員】

立川ブラインド工業株式会社 / 東京ブラインド工業株式会社  
トーソー株式会社 / 株式会社ニチベイ

#### 【工業会非会員のメーカー様】

6ページをご参照ください。

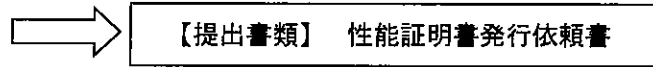
### 3-1. 性能証明書発行フロー

#### A. 日本ブラインド工業会会員メーカーからの申請の場合

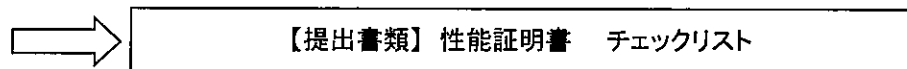
- 1) 申請事業者(設備ユーザー) → 設計事務所・建設会社(販売店)等
- ・申請事業者(設備ユーザー)は、直接契約関係にある設計事務所・建設会社(販売店)等へ性能証明書の発行を依頼願います。
  - ・その際、性能証明書発行依頼書の「申請事業者(設備ユーザー)記入欄」に記入いただきます。



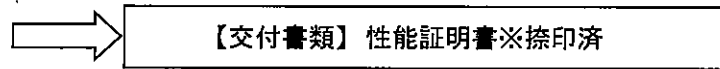
- 2) 設計事務所・建設会社(販売店)等 → メーカー(担当支店・営業所)
- ・設計事務所・建設会社(販売店)等は依頼書に必要事項が記入されていることを確認してメーカー(担当支店・営業所)に性能証明書発行を依頼します。
  - ・メーカーは依頼書のメーカー記入欄に必要事項を記入します。



- 3) メーカー(性能証明書窓口部署) → 日本ブラインド工業会
- ・メーカー(性能証明書窓口部署)は、日本ブラインド工業会に性能証明書発行を依頼をします。

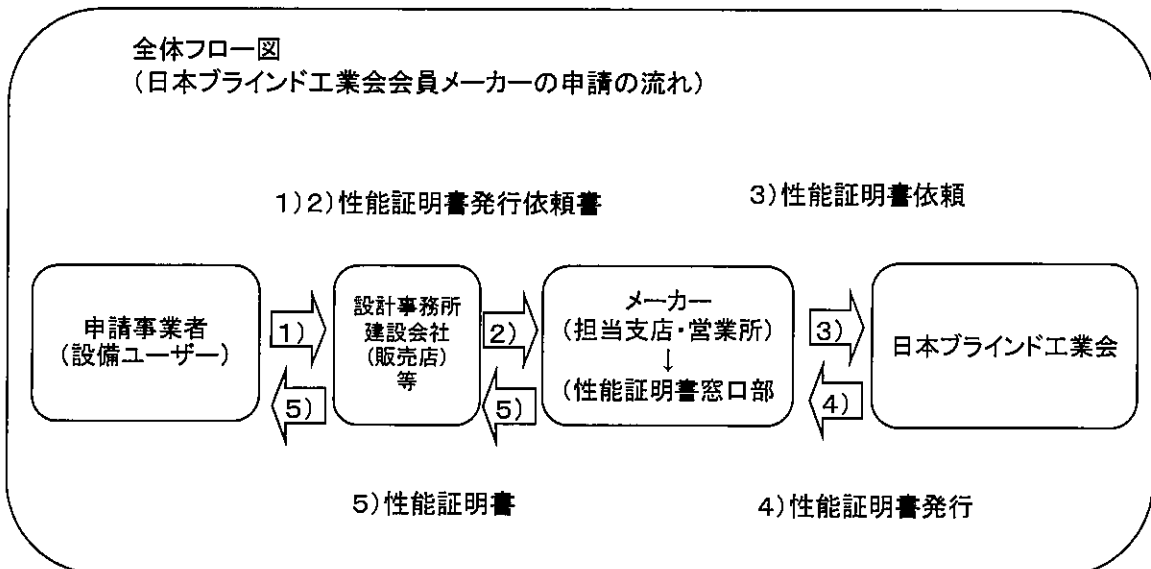


- 4) 日本ブラインド工業会 → メーカー(性能証明書窓口部署)
- ・工業会は性能証明書・チェックリストに記載漏れ、間違いがないことを確認した後対象製品を審査。対象製品と判断した場合、性能証明書に捺印後メーカーへ性能証明書を交付する。



・日本ブラインド工業会保管：性能証明書コピー・チェックリスト

- 5) メーカー(担当支店・営業所) → 設計事務所・建設会社(販売店)等 → (設備ユーザー)
- ・メーカー(担当支店・営業所)は、性能証明書を設計事務所・建設会社(販売店)等を通して設備ユーザーへ転送します。

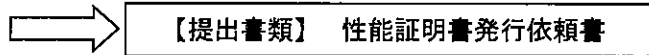


B. 日本ブラインド工業会非会員メーカーからの申請の場合

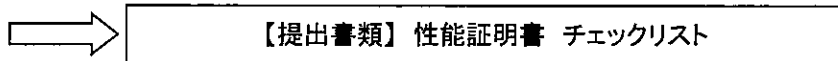
- 1) 申請事業者(設備ユーザー) → 設計事務所・建設会社(販売店)等  
 ・申請事業者(設備ユーザー)は、直接契約関係にある設計事務所・建設会社(販売店)等へ性能証明書の発行を依頼願います。  
 ・その際、性能証明書発行依頼書の「申請事業者(設備ユーザー)記入欄」に記入いただきます。



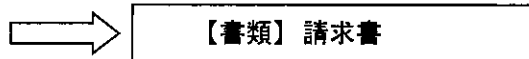
- 2) 設計事務所・建設会社(販売店)等 → メーカー  
 ・設計事務所・建設会社(販売店)等は依頼書に必要な事項が記入されていることを確認してメーカー(担当支店・営業所)に性能証明書発行を依頼します。  
 ・メーカーは依頼書のメーカー記入欄に必要な事項を記入します。



- 3) メーカー → 日本ブラインド工業会  
 ・メーカーは日本ブラインド工業会に性能証明書発行を依頼します。

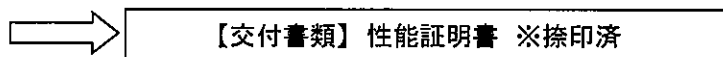


- 4) 日本ブラインド工業会 → メーカー  
 ・工業会は、依頼書・性能証明書・チェックリストに基づき、メーカーに請求書を発行します。

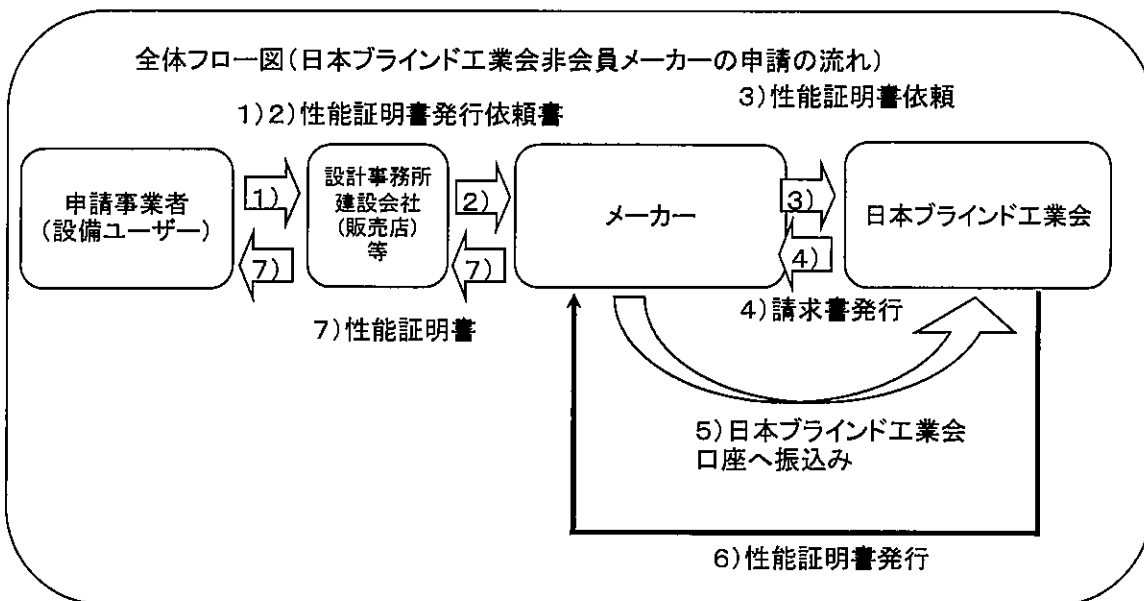


- 5) メーカー → 日本ブラインド工業会  
 ・請求書に基づき日本ブラインド工業会へ性能証明書発行料(審査費用)を振り込み願います。(恐れ入りますが振り込み手数料は、メーカーにてご負担願います。)  
 (※性能証明書発行料(審査費用)については、メーカーにお問い合わせ願います。  
 日本ブラインド工業会は、メーカーへ請求させていただきます)

- 6) 日本ブラインド工業会 → メーカー  
 ・振込みが確認されましたら、審査の上対象製品と認められた場合、性能証明書を発行します。  
 (※審査をした後、製品が対象外の場合、手数料は返却されませんのでご注意下さい)



- 7) メーカー → 設計事務所・建設会社(販売店)等 → (設備ユーザー)  
 ・メーカーは、性能証明書を設計事務所・建設会社(販売店)等を通して設備ユーザーへ転送します。



## 1. 性能証明書発行審査手数料について

- ①性能証明書を発行するに当たり、対象製品に該当するかどうかの審査手数料がかかります。  
金額につきましては、以下の通りとなります。

No.	新規製品審査	対象製品審査済	性能証明書発行	金額(円)税込み
1	●	-	●	20,000
2	-	●	●	5,000

- ②性能証明書発行の費用につきましては、日本ブラインド工業会から、メーカー様へ請求となります。  
性能証明書発行依頼書に基づき、請求書を発行させていただきます。
- ③費用は、日本ブラインド工業会に振込み願います。  
(振込み口座につきましては、別途お問い合わせ願います。)

## 2. 性能証明書発行審査に伴う提出資料について

審査にあたり、下記内容が分かる資料の提出をお願いいたします。

- ①新モデル製品と1世代前製品の発売年が分かる資料。  
(例)発売年が分かるカタログ・社内資料・その他証明できる資料

- ②下記いずれかの、新モデル製品と1世代前の製品データ

- ・熱貫流抵抗値( $m^2 \cdot K/W$ )…… ※1
- ・日射反射率(%) …… ※2
- ・待機電力(W) …… ※3
- ・消費電力(W)
- ・その他

- ※1 熱貫流抵抗( $m^2 \cdot K/W$ ): 建材試験センター等でJIS A4710にてブラインド部分の熱貫流抵抗を実測した数値又はそれに準ずるもの。  
 ※2 日射反射率(%): 分光光度計による測定値。測定方法は、JIS R3106「板ガラス類の透過率・反射率・放射率・日射熱取得率の試験方法」に準拠。  
 ※3 電動部などの仕様が分かる資料。

## 性能証明書発行依頼書

■環境・エネルギー対策資金(省エネルギー促進融資)に基づく日射遮蔽材ブラインドの性能証明書発行を依頼します。

平成 年 月 日			
申請事業者(ユーザー)記入欄			
申請事業者(ユーザー)名			
記入者	氏名:	所属:	TEL:
カテゴリー			
製品名・型番			
機器導入予定数			
納入年月		平成 年 月 (予定を記入すること)	
設置場所名称		(事業所名)	
設置場所		(所在地)	

平成 年 月 日			
製造業者(メーカー)記入欄			
製造事業者(メーカー)名			
記入者	所属		
	氏名		
所在地(営業所)		TEL:	
対象品			

製品内訳						
機能区分	製品区分	型式	製品名・柄品名	数量:台	年平均向上率:%	備考

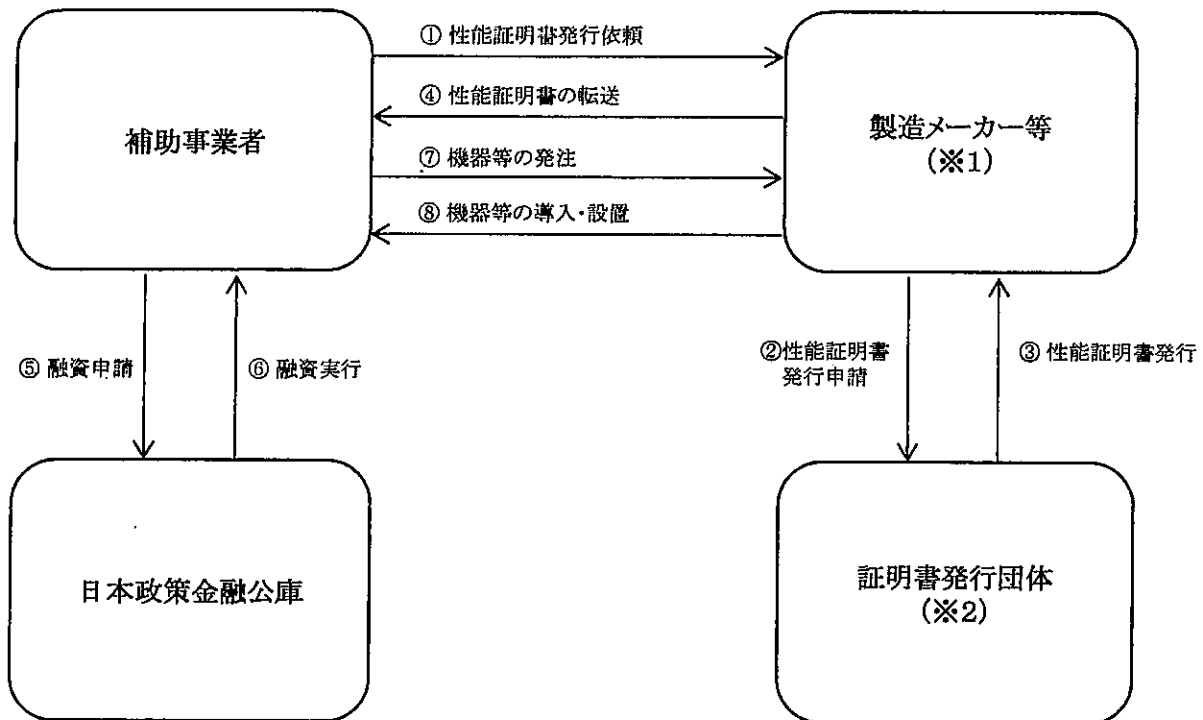


## 「環境・エネルギー対策貸付」について

日本政策金融公庫が実施する「環境・エネルギー対策貸付」は、最近、利益率が低下している方が、地域工場・中小企業等の省エネルギー設備導入補助金(最新モデル省エネルギー機器等導入支援事業)の証明書発行団体から証明を受けた最新モデルの省エネルギー機器等を導入する際に活用できる融資制度です。

地域工場・中小企業等の省エネルギー設備導入補助金(最新モデル省エネルギー機器等導入支援事業)で登録された証明書発行団体は、日本政策金融公庫が実施する「環境・エネルギー対策貸付」の融資対象となる設備についても、当該補助金と同様の要件を満たしていることの審査及び証明書発行を行っていただくことになります。

### 事業のスキーム



※1 性能証明書の発行申請を行う際には、当該機器等の省エネルギー性能や同一製造メーカー内の最新モデルと一代前のモデルを明示する必要があるため、原則機器等の製造メーカーが性能証明書の発行申請を行うこととする。ただし、代理店や関連会社等で正確な申請が可能な場合は、機器等の製造メーカーに代わって申請することも認める。

※2 地域工場・中小企業等の省エネルギー設備導入補助金(最新モデル省エネルギー機器等導入支援事業)の執行団体が登録した団体であること。また、自らの団体等に所属していない製造メーカー等からの申請に対しても性能証明書の発行が行えること。

- ◇「環境・エネルギー対策貸付」の証明書発行に関する問合せ先  
経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー対策課(03-3501-9726)
- ◇「環境・エネルギー対策貸付」の融資制度に関する問合せ先  
日本政策金融公庫 相談センター(0120-154-505)

株式会社日本政策金融公庫御中

性能証明書発行番号	
-----------	--

環境・エネルギー対策貸付制度に係る性能証明書

カテゴリー	
機器等・システム・技術名	

機器等概要	製造メーカー名	
	製品名	
	型番	

事業概要	事業者名	
	設置場所	(事業所名)
		(所在地)
機器等導入予定数		

製造メーカー等から提出された内容について、本製品は当団体が定める最新モデル省エネルギー機器等の要件を満たしていることを証明します。

平成 年 月 日

〒 -

電話:

印

本製品の性能証明書発行申請時に証明書発行団体に提出した内容に虚偽はありません。

平成 年 月 日

製造メーカー等の名称

製造メーカー等の所在地

代表者氏名

印

担当者氏名

担当者連絡先(電話番号)

(注) 本性能証明書は、環境・エネルギー対策貸付制度の対象の要件(同種の旧式設備に比べて年平均1%以上の省エネルギー効果が見込まれる最新式の設備であること)を満たしていることを証明するものです。

性能証明書発行番号

環境・エネルギー対策貸付制度に係るチェックリスト

	項目	詳細	製造メーカー等 記入欄	証明書 発行団体 チェック欄
該 当 要 件	が表 ある に記 載か	「補助対象カテゴリー表」に記載された 機器等か。	1. 該当 2. 非該当	
	「最新 モデル」 に該 当す るか	当該機器等は、2005年1月1日以降に 販売が開始されたものであり、かつ販売 以降、当該機器等より新しい同種同用途 のモデルは販売されていない。	1. 該当 2. 非該当  販売開始年: 20 年	
	「省エ ネルギー 性能1% 向上」 に該 当す るか	当該機器等の一代前のモデルと比較 して年平均1%以上の省エネルギー 性能向上を達成している。	1. 該当 2. 非該当	
			比較 指標	(*)以下のいずれかの指標で比較。 <input type="checkbox"/> 新旧モデルのエネルギー原単位 <input type="checkbox"/> 新旧モデルのエネルギー使用効率 <input type="checkbox"/> 法律で定められた基準 (例えば、トップランナー等) <input type="checkbox"/> その他( )
指標 数値			(一代前のモデル):  (当該機器等):	
	能省 向上 エネ 率性	年平均 %		
	最新モデル省エネルギー機器等の当否		1. 該当 2. 非該当	